



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば



## 目次

### ●日本年金機構からのお知らせ●

- ・令和5年度「算定基礎届」の提出のお願い …… 2
- ・算定基礎届等の記入・提出時の注意事項 …… 2-3

### ●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・医療費が高額になりそうなときは、  
限度額適用認定証が便利です！ …… 4
- ・申請書の記入誤り・記入漏れはございませんか？ …… 4
- ・ご存じですか？ 柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方 …… 5
- ・出産育児一時金の増額について …… 5
- ・健診で「要治療」「要精密検査」と判定された方は  
医療機関へ早期の受診を！ …… 5

### ●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・蓮沼ウォーターガーデン割引券を配付します …… 6
- ・契約保養所のご案内 …… 7
- ・社会保険相談のご案内 …… 8
- ・協会費納入ありがとうございます …… 8

#### 割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応しています

## 日本年金機構からのお知らせ

## 令和5年度「算定基礎届」の提出のお願い

厚生年金保険および健康保険では、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、電子申請をご利用されていない事業所様にあつては、ぜひこの機会に電子申請へ移行されますようお願いいたします。

提出期間	令和5年7月1日（土）～7月10日（月）まで
提出方法	電子申請（電子申請を導入されていない事業所は東京広域事務センターへ郵送）
照会先	ねんきん加入者ダイヤル（0570-007-123） 050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6837-2913 〈受付時間〉月～金曜日 午前8：30～午後7：00 第2土曜日 午前9：30～午後4：00 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

## 算定基礎届等の記入・提出時の注意事項

## 1. 算定基礎届の提出が不要な場合

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する被保険者については、算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和5年6月1日以降の資格取得者
- (2) 令和5年6月30日以前の退職者
- (3) 令和5年7月、8月、9月随時改定の月額変更対象者

## 【紙媒体による届出の場合】

- (1) 報酬月額欄は記入せず、空欄としてください。
- (2) 備考欄の「3.月額変更予定」に○を付してください。

## 【電子媒体及び電子申請による届出の場合】

8月または9月の随時改定予定者を除いて算定基礎届を作成の上、ご提出ください（提出がないことをもって、事業主からの申出があったものとみなします）。

- ・ 4月昇給（降給）に伴う7月随時改定者は、月額変更届をご提出ください。
- ・ なお、当該被保険者について、8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を、速やかにご提出ください。

## 日本年金機構からのお知らせ

## 2. 70歳以上の届出

以下の(1)~(3)のすべてに該当する者がいる場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」の提出が必要です。

- (1)70歳以上
- (2)過去に厚生年金保険の被保険者期間がある
- (3)事業所で常時使用されている

「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の「70歳以上被用者算定」をチェックし、個人番号を入力してください。「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「70歳以上被用者算定」を○で囲み、個人番号を記入してください。

## 3. 支払い基礎日数が17日未満の月の取扱い

標準報酬月額は4, 5, 6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数(報酬の支払対象となった日数)がそれぞれ17日(※)以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は「算定基礎届」の報酬月額の総計および平均額の計算に入れしないでください。

(※) 国・地方公共団体および特定(任意特定)適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

## 4. 4分の3以上勤務者(パートタイマー等)の取扱い

- 「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の「パート」をチェックしてください。「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「パート」を○で囲んでください。
- 支払基礎日数が17日以上のある月がある場合には、17日以上ある月の報酬月額の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。
- 支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上のある月がある場合は、15日以上17日未満の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均を出してください。
- 支払基礎日数がすべて15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で決定するため、「届出用紙」で提出する際には、「⑭総計」欄と「⑮平均額」は記入しないでください。

## 5. その他の注意事項

- 算定基礎届の提出にあたり、賃金台帳などの関係帳簿を提示していただく場合があります。
- 標準報酬月額が決定または改定された場合は、必ず被保険者本人に通知してください。

令和5年度においては、県内各会場において、算定基礎届事務講習会を開催します。日程、会場等については、令和5年5月発送の納入告知書に同封の案内チラシをご参照ください。

また、算定基礎届の作成に関する動画や資料について、日本年金機構ホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。



## 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

## ご存じですか？柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。負傷の原因や症状を正しく伝えたくてご受診ください。

## 健康保険の対象となる場合

急性の外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)

## 健康保険の対象とならない場合

・単なる肩こり・筋肉疲労、過去の交通事故等による後遺症

・症状の改善の見られない長期の治療

・医師の同意のない骨折や脱臼の治療

(応急処置を除く)等

詳しくはこちら▼



## 出産育児一時金の増額について

出産育児一時金とは、被保険者(ご本人)及びその被扶養者(ご家族)が出産された時の給付金です。

令和5年4月1日以降の出産より、出産育児一時金の支給額が下記の通り変更されました。

	出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額	
	出産日が令和5年3月31日以前	出産日が令和5年4月1日以降
産科医療補償制度加入機関で在胎週数22週以降の出産	42万円	50万円
産科医療補償制度加入機関で在胎週数が22週に達しなかった出産	40.8万円	48.8万円
産科医療補償制度未加入の機関で出産		



出産育児一時金の申請について詳しくはこちら▼



お問い合わせ先 業務グループ TEL 043-382-8311(代表)

## 健診で「要治療」「要精密検査」と判定された方は医療機関へ早期の受診を！

## ○健診結果をしっかりと確認していますか？

健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定されたにも関わらず、未治療のまま放置すると、命に関わる病気を引き起こす可能性があります。

例えば、「高血圧」、「高血糖」、「脂質異常」を放置すると…

脳卒中



心筋梗塞



足の壊疽



協会けんぽでは重症化予防の対策として、健診結果が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方に、医療機関への受診をおすすめするご案内をお送りしています。

ご案内が届いた方は、かかりつけ医や地域の医療機関へ早めに受診しましょう！

お問い合わせ先 保健グループ TEL 043-382-8313

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ

## 被保険者等の健康保持増進事業

## 入園割引券を配付します

## 九十九里「蓮沼ウォーターガーデン」



千葉県最大級のプール「蓮沼ウォーターガーデン」！ 迫力満点の**スライダー**や**流れるプール**、**波のプール**、**小さなお子様用プール**など**17種類**も！ 当協会では、今年度も「蓮沼ウォーターガーデン」の入園割引券を配付します。社員・従業員やご家族のリフレッシュにぜひご活用ください。

**営業期間** 令和5年7月8日(土)～9月18日(月・祝)  
※7/10(月)～14(金)、9月の平日は休園

**営業時間** 午前9時～午後5時(最終入園は午後3時まで)  
※悪天候時は休園となる場合もあります。お出かけ前に直接お問い合わせください。  
電話 0475-86-3171(蓮沼ウォーターガーデン)

**利用対象者** 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

**申込方法** 下記申込書に記入のうえ返信用封筒(94円切手貼付)を同封し、当協会宛てに送って下さい。

## ～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～

	一般料金	協会契約料金	補助金	利用者負担
大人 (18歳以上)	1,900円	1,710円	360円	1,350円
高校生	1,100円	990円	240円	750円
中学生	450円	410円	210円	200円
小学生	400円	360円	200円	160円
幼児 (4歳～未就学児)	200円	180円	100円	80円

**申し込みは6月12日から受け付けます ※券が無くなり次第配付終了となります**

※コピーしてお申込みください

## 蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

種別 ※枚数にご注意ください	大人	枚
	高校生	枚
	中学生	枚
	小学生	枚
	幼児	枚

事業所記号(※分からない場合は未記入可)

事業所番号(※分からない場合は未記入可)

事業所名

所在地

T E L

※1事業所各15枚まで

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ

## 契約保養所のご案内

当協会の契約保養所に会員事業所の被保険者様および被扶養者様(小学生以上)がご利用された場合に  
**一人一泊につき 1,000 円の助成**を行っています。

宮城県大崎市鳴子温泉  
「鳴子やすらぎ荘」

- 住所  
〒982-6832  
宮城県大崎市鳴子温泉字星沼 18-2
- TEL 0229-87-2121
- ホームページ  
<https://www.sempos.or.jp/naruko/>



鳴子峡見晴台まで徒歩15分! 中尊寺、松島、青葉城址へ車で1時間半程です。観光拠点にピッタリ

群馬県渋川市赤城町  
「ヘルシーパル赤城」

- 住所  
〒379-1104  
群馬県渋川市赤城町敷島 44
- TEL 0279-56-3030
- ホームページ  
<https://www.helpal-akagi.com/>



榛名山と利根川が織りなす素晴らしい景観、そしてトロリとした温泉が好評のお宿です。

静岡県焼津市本町  
「やいづマリンパレス」

- 住所  
〒425-0022  
静岡県焼津市本町 1-6-3
- TEL 054-629-1011
- ホームページ  
<https://www.sempos.or.jp/yaizu/>



焼津港にも焼津駅にもほど近く、三保の松原や御前崎へは車で1時間弱。温泉もあります!

神奈川県箱根町大平台  
「箱根嶺南荘」(れいなんそう)

- 住所  
〒250-0405  
神奈川県足柄下郡箱根町大平台 442-1
- TEL 0460-82-2898
- ホームページ  
<https://www.sempos.or.jp/hakone/>



箱根登山鉄道大平台駅から徒歩5分で、芸術や史跡めぐりなど箱根周辺の観光拠点にピッタリ。

千葉県鴨川市東町  
「鴨川シーワールドホテル」

- 住所  
〒296-0041  
千葉県鴨川市東町 1464-18
- TEL 04-7092-2121
- ホームページ  
<https://www.kamogawa-seaworld.jp/hotel/>



美しい太平洋が望める全室オーシャンビュー! 滞在中は、鴨川シーワールド入園がフリーパスです!

千葉県館山市塩見  
「おさしみの宿 たるべ」

- 住所  
〒294-0302  
千葉県館山市塩見 225
- TEL 0470-29-1188
- ホームページ  
<https://www.tarobe.net/>



目の前には館山湾、天気の良い日は富士山との眺望も。地元で獲れた旬の海の幸を堪能できます。

## 申込方法

各施設に直接、電話にてご予約ください。

予約完了後、当協会にご連絡ください。「契約保養所利用申込書」を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、当協会にご送付ください。受付後、当協会から「宿泊補助券」を送付しますので、ご利用日に宿泊施設へお渡しくください。

※インターネットでの予約については、「鴨川シーワールドホテル」・「おさしみの宿たるべ」の施設公式サイトからのご予約が助成対象となります。なお、事前決済した場合、および施設公式サイト以外でのご予約は助成対象外となりますので、ご注意ください。

【契約保養所利用申込書の用紙請求先および送付先】

(一財)千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 問 TEL 043-233-3971

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ



プロによる

## 社会保険相談を受けてみませんか？

千葉県社会保険協会では、退職後のシニアライフの生活設計などのご参考になるよう、当協会が契約するベテランの社会保険労務士を会員事業所様に派遣し、個別の相談をお受けする事業を行っております。

## 例えば・・・

## ●60歳で定年退職したら・・・

老齢年金はいくらもらえるかな？  
雇用保険の失業給付の手続きは？

## ●定年後も

## 再雇用制度で在職したら・・・

老齢年金はいくら減額になるの？  
雇用保険の給付金請求手続きは？

ご相談はすべて**無料**です

## ●年金加入不明期間の確認方法は？

●遺族年金、介護保険についてもっと知りたい！

社会保険についての研修講師を事務所に派遣することも可能です！

その他、健康保険関係・労務・人事管理問題などを相談したい事業主様からも OK！  
相談はお一人様から受け付けています

## 申込方法

相談をご希望される会員事業所様は、申込書に必要事項をご記入のうえ、当協会まで FAX または郵送にてお申し込みくださいますようお願いいたします。

※申込書は当協会ホームページからダウンロードすることができます。

また、ホームページでは申込みから相談実施までの流れについても紹介しております。

## 申込先

一般財団法人 千葉県社会保険協会 <https://shaho-chiba.jp>

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 TEL:043-233-3971 FAX:043-233-3973

## 協会費納入ありがとうございます

令和5年度社会保険協会費の納入にご協力いただきありがとうございました。

なお、納入がお済みでない会員事業主様におかれましては、早期納入にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

払込書が見当たらない場合は再交付いたしますので、当協会までご連絡ください。

一般財団法人 千葉県社会保険協会 (電話：043-233-3971)

